


貸切バスの新たな運賃・料金制度が スタートしました

スサノオ観光は・・・

貸切バス事業者安全性評価認定制度**最高ランク三つ星**を取得しました！！
さらに自動ブレーキ装着車導入、デジタコ装着でグレードUPを目指しています！

**安心・安全な貸切バスを利用しましょう！
届出運賃違反は行政処分の対象となり、
安全が確保されない恐れがあります。**

新たな運賃・料金制度

1. 時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。

①時間制運賃

出庫から入庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じる。
(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします)。

②キロ制運賃

出庫から入庫までの距離にキロ制運賃を乗じる。

2. 料金の種類について ※ガイド料、有料道路料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料などは実費負担となります。

①深夜早朝運行料金

22:00～5:00に係る運行(前後の点呼・点検時間を含む)は、その係る時間については2割を限度とした割増料金を適用。

②交替運転者配置料金

長距離・長時間・夜間運行などで安全運行のために交替運転者を配置した場合に適用。

交替運転者配置料金の計算⇒時間制料金＝下限(※)～上限(※)、キロ制料金(※)＝下限(※)～上限(※)

※中国運輸局が公示した料金

③特殊車両割増料金

サロンカー、リフト付きバス等は運賃の5割以内の割増しを限度として適用。

3. 行政処分が厳しくなります。(平成26年10月実施)

①バス事業者

初違反⇒20日車の車両使用停止

再違反⇒40日車の車両使用停止

②旅行事業者

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者等に対しては立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

安全・安心な貸切バスを選びましょう